

名古屋市昭和区選挙管理委員会告示第1号

選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の2及び第28条の3並びに第30条の12の規定に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日の間に申出のあった選挙人名簿及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況は、次のとおりである。

令和8年6月2日

名古屋市昭和区選挙管理委員会
委員長 北條 婦美子

- 1 選挙人名簿の抄本の閲覧状況
別紙省略
- 2 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況
該当なし

名古屋市昭和区選挙管理委員会